

愛媛県農薬適正使用推進協議会 会議録

- I. 日時:令和6年5月 28 日(火) 13:30～14:30
- II. 場所:県庁第一別館 8階会議室
- III. 参加者:別添名簿のとおり
- IV. 傍聴者:なし
- V. 内容(全部公開)(資料説明:事務局及び薬務衛生課)

1. 農産物の安全性確保について

- (1) 農薬残留調査について

農産物の安全性確保のため、農薬残留分析を農林水産研究所で実施する。令和6年度の分析点数は、前年実績より6点少ない 317 点とする計画で、前年度と同等程度の計画としている。種類別の分析点数は、穀類 28 点、野菜 134 点、果樹 154 点、茶1点となっている。

2. 農薬適正使用の推進について

- (1) 農薬適正使用に係る指導について

令和6年度は、地方局農業振興課において、農薬販売者約 280 販売所の立入検査を実施する計画。令和5年度は農薬販売者 226 販売所の立入検査を実施した結果、変更届出の遅延や帳簿の不備等の軽微な違反を延べ 21 件を確認し、その場で早急に改善するよう指導した。なお、無登録農薬の販売等の重大な違反等は確認されなかった。令和6年度の農薬適正使用講習会は、県下3ヶ所で開催し、農薬管理指導士の認定は、1月に認定研修会、2月に認定委員会を実施する予定としている。その他、農薬危害防止運動の実施(6～8月)、農作物病虫害等防除指針の発行等を予定している。なお、農薬管理指導士は、令和5年度に新たに4名を認定したほか、39名が更新を行い、令和5年度末現在で 192 名となった。

- (2) 農薬等記帳による安全安心システムの推進について

県では、GAP 指導活動を推進しており、令和5年度は、県下普及指導員7名が国際水準 GAP ガイドライン研修を受講し、GAP 指導者を育成するとともに、GAP 指導員の指導により GLOBALG.A.P. 認証を9件が更新取得、県 GAP 認証を6件が更新取得した。令和6年度は、令和5年度と同様に、グローバル GAP 認証の取得支援を行うとともに、GAP 指導者を5名程度育成し、GAP 認証取得者に対する更新指導を担うことにより、GAP 指導員による主体的な取組を継続していきたい。

- (3) 住宅地における農薬使用について

国は、各都道府県に対し住宅地等における農薬使用に際して遵守事項や、地方公共団体が行う病虫害防除における取組の推進について通知を行っている。県では、平成28年に「県有施設における農薬適正使用ガイドライン」を策定し、関係機関へ通知するとともに、管理者等へ適正使用講習会を通じて、令和5年度は9名に資料送付を行った。

(4) 無人航空機による適正防除について

令和5年度の無人航空機の利用による防除面積は、水稻 4493.7ha、麦 777.7ha、大豆 218.8ha、果樹 31.5ha の計 5521.7ha であり、内ドローン(小型無人機)は、水稻 1078.3ha、麦 213.5ha、大豆 54.1ha、果樹 31.5ha の計 1377.4ha であった。県においては、西日本豪雨災害をきっかけとして、スプリンクラーや手散布の代替技術としてドローン利用の期待が高まっていることから、令和元年度のドローン防除農薬適用拡大普及事業を皮切りにかんきつ園地で使用できる農薬の適用拡大に取り組んでいる。

(5) マイナー作物農薬登録支援について

生産者の要望の高い薬剤を全国規模でリスト化しており、これを基に各県が連携して農薬登録を推進している。

令和6年度は、現在松山市が主体となって実施しているアボカドの殺虫剤(アディオン乳剤)の登録支援を図る。

3. 食品衛生法に係る自主回収報告について

農薬適正使用の事項は、食品の生産段階に対するものであるが、食品衛生法は販売段階に対するものであり、営業者は違反又はそのおそれがある場合に自主回収を行う必要がある。このとき、自主回収の情報について県への届出が義務付けられている。農薬が関連する自主回収を行う場合には、農産園芸課を通じて薬務衛生課に報告することとしている。

また、令和5年度は、流通段階において24検体の残留分析調査を実施した結果、基準値超過等の違反は見られなかった。

4. 愛媛県総合防除計画について

令和5年12月22日付で総合防除計画を策定し、県内における病害虫のまん延防止に係る防除の内容等について定めている。本県農産物の生産振興においてまん延防止の重要性が高いミカンバエについては違反した場合に罰則を伴う可能性のある遵守事項(地域の全ての農業者が取り組むべき事項)の内容が記載されている。

5. 全体を通じての意見交換

Q(毒劇物の)農薬譲受書の押印について

昨年の立入検査において、農薬譲受に際して、法人の場合では代表者印又は委任状により委任された方の印が必要と指導されたが、委任者が不在の場合や委任者が異動した等により小規模販売所では実務面で不都合。代表者印か委任状による委任された方の印が必要なのか。

A 薬務衛生課が持ち帰って確認する。

その他に特に意見なし。参加委員には、今回説明した取り組み内容について了承をいただいた。